

平成29年勝浦町マラソン議会（6月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成29年6月16日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 6月16日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 6月16日 午前11時14分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番	美馬友子	8番	森本守
----	------	----	-----

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	企画総務課長	山田徹
税務課長	久木喜仁	福祉課長	岡本重男
産業交流課長	海川好史	住民課長	籾和夫
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	笹山芳宏
簡易水道対策室長	松本博文		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 議案第1号 勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第2号 過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第6 議案第3号 債権の放棄について
- 日程第7 議案第4号 徳島市と勝浦町との間における一般廃棄物の処理に係る事務委託に関する規約について
- 日程第8 報告第1号 平成28年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第2号 平成28年度勝浦町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第3号 平成28年度勝浦町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第4号 平成28年度勝浦町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 同意第1号 勝浦町農業委員会の委員のうち、過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者が占めることについて
- 日程第13 同意第2号 勝浦町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 町民の声に対する質問
- 日程第15 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成29年勝浦町マラソン議会6月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況ですが，4月26日，鳴門市で開催された徳島県町村議会女性議員連盟研修会に井出，美馬議員が出席しました。

4月29日と30日，各地区敬老会に各議員が出席しました。

5月8日，勝浦町で開催された単独世帯の春の激励会に私が出席しました。

5月20日，大阪府で開催された近畿ふるさと会第24回総会に仙才，美馬，麻植，森本，大西議員と私が出席しました。

5月22日，小松島市で開催された平成29年度小松島地方防犯連合会総会に私が出席しました。

5月23日，勝浦町で開催された勝浦町商工会第57回通常総会に私が出席しました。

同日，徳島市で開催された徳島県町村議会女性議員連盟総会に美馬議員が出席しました。

5月26日，勝浦町で開催された平成29年度勝浦郡町村会総会に麻植副議長と私が出席しました。

5月31日から6月1日，東京都で開催された平成29年度町村議会議長・副議長研修会に麻植副議長と私が出席しました。

6月5日，勝浦町で開催された勝浦町国民健康保険運営協議会に松下，美馬，森本，井出議員が出席しました。

6月10日から11日，東京都で開催された関東阿波かつうら会第21回総会に，美馬，大西議員，麻植副議長と私が出席しました。

次に，監査委員から平成29年4月分の例月出納検査の結果について報告書が提出されておりますので，報告します。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，藪下副町長，椎野教育長，山田企画総務課長ほか関係各課長でございます。

なお、議案説明のため松本簡易水道対策室長が出席をしております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 続いて、日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

平成29年勝浦町マラソン議会6月会議における会議録署名議員は、3番美馬議員、8番森本議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

美馬議会運営委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） おはようございます。

6月6日に議会運営委員会を開きましたので、協議結果を報告いたします。

会議日程であります。本日1日の開催といたします。

また、この6月会議における第一読会での全ての議案審議は、会議規則第52条にある議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に議長席で行うことに決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（国清一治君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第4，議案第1号，勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてから日程第7，議案第4号，徳島市と勝浦町との間における一般廃棄物の処理に係る事務委託に関する規約についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに議案第1号から議案第4号まで一括して趣旨説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成29年勝浦町マラソン議会6月会議の開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところご出席をいただきまして、深く感謝を申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろから町行政の発展にご尽力をいただいておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

このたび平成26年度から平成28年度の間固定資産税課税事務におきまして、課税漏れなどの不適切な事案があったことが明らかになりました。町政に対する町民の多くの皆様方の信頼を損なう自体となりまして、議員の皆様方初め、町民の方々に対しまして心から深くお詫びを申し上げます。

今後、組織の最高責任者として法令を遵守することはもちろんのことでございますが、事務処理体制の見直しやチェック体制の強化を図りながら、再発の防止と一日も早い町民の皆様方に対する信頼の回復に努めてまいります。

さて、5月20日には近畿かつうらふるさと会総会、6月10日には関東阿波かつうら会総会が行われまして、国清議長さんを初め議員の皆様方とともに参加をいたしました。総会に続く懇親会では、勝浦町の談義を初め、オリンピックでのひな祭りの参加など、そうしたことに非常に花が咲きまして、勝浦町出身者の方々との交流が深められましたこと、そして最後には阿波踊りによりまして、大いに盛り上がったところでもございます。

5月26日から27日にかけては、与川内ホテルまつりが開催をされまして、例年同様町内外からたくさんの方々のお越しをいただきまして、勝浦町の豊かな自然を満喫をしていただきました。ホテルまつりにつきましては今回が15回目の開催となりましたが、これまで蛸がすめる環境づくりなど、まつりの開催に当たりまして多くの方々のご尽力をいただいておりますことに対しましても心から厚く御礼を申し上げまして、引き続き町といたしましてもご支援をしてまいりたいと考えているところでも

ございます。

それでは、本会議に上程をいたしております議案4件につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、平成29年度税制改正において現行の控除対象配偶者が同一生計配偶者に名称変更されることに伴いまして、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要があるため、規定の改正を行うものでございます。

議案第2号、過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

これは、過疎地域自立促進計画の事業計画につきまして、勝浦町営バス購入事業を追加するものでございます。

議案第3号、債権の放棄についてであります。

これは、住宅新築資金貸付金償還につきまして債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号、徳島市と勝浦町との間における一般廃棄物の処理に係る事務委託に関する規約についてでございます。

これは、地方自治法第252条の14第1項に基づく事務の委託につきまして、地方自治法第252条の2の2第3項の準用に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきましてご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終了しました。

次に、関係課長に詳細説明を求めます。

議案第1号について。

久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） おはようございます。

それでは、議案第1号につきまして詳細説明をさせていただきます。

今回改正する条例第24条、それと附則第2条ですけれども、これにつきましては4月議会で一部説明させていただいた条例改正でございます。

お手元に新旧対照表もお配りしておりますけれども、資料1、勝浦町税賦課徴収条例

改正内容一覧のほうで簡単に説明をさせていただきます。

まず、条例第24条ですけれども、これは住民税の均等割非課税基準が明記されておりました。表中の現行条例内容にあるように、扶養親族がいる場合、前年所得が28万円に扶養人数プラス1を乗じて16万8,000円を加算した額以下であれば均等割が非課税になることを明記しております。

今回の地方税改正では、この扶養の定義が「控除対象配偶者プラス扶養親族」から「同一生計配偶者プラス扶養親族」に改正されておりますけれども、表現が変わっただけで、定義に変更はございません。

次に、附則第2条の3ですけれども、これは住民税の所得割の非課税基準が明記されております。計算式につきましては、ただいまも説明させていただいた均等割額の非課税基準と同様の計算式となっており、こちらも表現が変わっただけで、定義に変更はございません。

なお、適用は平成31年1月1日となっております。

以上です。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第2号について。

山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） おはようございます。

私のほうからは、過疎地域自立促進計画の一部変更について詳細説明をさせていただきます。

今回の変更につきましては、先ほど町長のほうからもご説明させていただきましたが、阿南市方面の通学バスの購入費に対しまして過疎債を充当するための事業追加でございます。

議案第2号の2枚目、事業計画の抜粋によりましてご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、事業計画の変更前と変更後、記載をいたしております。変わった分につきましては、変更後の下線部分に変更された部分となっております。

詳細申し上げますと、計画中の施策区分、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の表中の事業名に、(6)電気通信施設等情報化のための施設の次に、(7)といたしまして、事業名を自動車、事業内容につきましては勝浦町営バス購入事業、事

業主体に勝浦町というふうな部分を加えてるものでございます。

今回の変更につきましては以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第3号及び議案第4号について。

鄧住民課長。

○住民課長（鄧 和夫君） おはようございます。

議案第3号について詳細説明を申し上げます。

住宅新築資金等貸し付け特別会計についてでございますが、平成27年度末に最後の起債の償還を終えまして、貸付金の回収のみの特別会計となってる現状がございます。27年度末現在、不良債権として償還が滞っておりますものが8人13件ございまして、これを解消するために、昨年度、県の償還推進助成事業補助金を利用して、県町村会の顧問弁護士であります方に相談を申し上げました。一度に全件の処理をすることは非常に困難であろうということで、28年度は明らかに法的に時効が成立していると思われる2人3件につきまして処理を行うこととなりました。この2名につきまして、支払い督促、債務の現認通知等を数回にわたり行いました結果、1名につきましては29年3月24日付で時効の援用するという文書にて主張があったため、不納欠損処分といたしました。

次に、今回債権の放棄につきまして議決をお願いする件につきまして、本人は現在県外に在住していると推測されますが、住所を比較的短期間に移しており、現住所と思われるところに弁護士から数回にわたり文書等を送ったにもかかわらず、連絡がとれていない状況でございます。弁護士からの報告書につきまして、本貸付金債権は支払い合意期日より10年の時効期間が経過しているため、債務者から時効援用の意思表示があれば債務消滅となる法的な状態にあるとされております。このような状況から、地方自治法第96条第1項10号の規定に基づきまして、住宅新築資金貸付金償還金475万3,160円の債権を放棄する議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第4号につきまして詳細説明申し上げます。

ご存じのとおり、現在徳島市、小松島市、勝浦町、石井町、松茂町、北島町との間で進めております広域での一般廃棄物中間処理施設の整備と管理運営についての事務を徳島市に委託するために、徳島市との間で規約を定めるものでございます。

これにつきましては、先ほど町長のほうからもございましたとおり、地方自治法第



252条の14第1項に基づきます事務の委託となるために、同法第252条2の2の第3項の準用によりまして各市町村間で規約の承認議決を受ける必要がございますため、今議会に上程させていただいたような次第でございます。

以上、ご審議の上、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（国清一治君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、ないようですので、続いて議案第2号について質疑のある議員は発言をお願いいたします。

ございませんか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） この町営バス追加ということで、現実にこれまだ承認できてないし、審議中であります。こういうことに対して、この対応はどういうふうになるんでしょうか、これ。

○議長（国清一治君） 山田課長。

小休します。

午前9時50分 休憩

午前9時54分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

○企画総務課長（山田 徹君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

過疎計画に掲載するということにつきましては、起債を購入するための準備段階のものでございます。ここに掲載されたからといって、必ずしも過疎債の借り入れを行うというものではございません。そういうふうなことも踏まえまして、事業内容につきましては町営バスというふうなことで記載をさせていただいておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

○10番（大西一司君） 了解しました。

○議長（国清一治君） ほかに議案第2号についてございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ほかになければ、次に進みたいと思います。

議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いします。

議案第3号、熟尽でも説明があったようで。特にございませんか。

10番大西議員。

○10番(大西一司君) 窓際族が言うて申しわけないんじゃけど8人で13件ある中でこれだけ、2人分か、3件の処理するという。では、残りあとどんなんですか。これ次々やっていくようなことが起こるんでしょうか。どんなんでしょう。

○議長(国清一治君) 節課長。

○住民課長(節 和夫君) ご答弁申し上げます。

正直もう会計のほう償還金を受け入れるのみの会計となっております。非常に多額の金額、27年度末現在で約4,850万円の不良債権と言われるようなものがございませぬ。それについて整理を行っていく必要がございませぬので、でき得る限り何らかの方法でこの不良債権を整理していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(国清一治君) 大西議員。

○10番(大西一司君) 次々やっていくというようなことですね。

町長、これ住民課はそういう予定。ほかの課もこういうなんがあるでしょう。どんなんでしょう。そんなんも視野に入れとんでしょうか。どんなんでしょう。住民課だけ先行してやってるっていうような、先行ったらもおかしいけど。

○議長(国清一治君) 町長やね。

○10番(大西一司君) うん。ほかに何でもええけど、総務課長でも、うん。計画とか、そんなん。答える人。

○議長(国清一治君) ちょっと小休します。

午前9時58分 休憩

午前10時00分 再開

○議長(国清一治君) 再開します。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 小休中にお話をしたとおりでございまして、滞納の件もご

ございますので、できるだけ速やかに、処理できるものは処理していきたいというに考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） よろしいか。

○10番（大西一司君） 結構です。

○議長（国清一治君） ほかに議案第3号はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） なければ、議案第4号について質疑のある議員は発言をお願いします。

9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 詳しいどんな建物が建って、どういう運営をするかっていう説明もなしに、この事務委託に関する規約を締結するに至ったのはどういう理由からでしょうか。勝浦町の場合は、ごみの減量化に努めて、ごみをできるだけ減らしてっていうことを進めていますけど、徳島市のようにどんどん燃やすようなやり方に、焼いてもらうっていう立場ではあるんですけど、詳しい内容も聞かされないまま、この規約を議案として出してこられてっていうことにちょっと疑問を感じるんですけど。

○議長（国清一治君） 節課長。

○住民課長（節 和夫君） ご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、現時点ではどのような焼却施設が建設になるかという具体的なところまでの計画は立っておりません。ただ、6つの市町で実際にこういうふうな中間処理施設を進めていこうというふうなことで、計画、設計等も含めてなんですけれども、立てる段階で、もう既に事務を委託せざるを得ないという状況がございまして、実際に計画ができた段階で再度町民の方に、こういうふうな建物ができます。こういうふうな処理方法になっていきます。あまりにも、今議員のほうからご指摘いただいたとおり、各町で処理方法、それから廃棄物の処理に関する意識も差がございまして。そのあたりを埋めていきながらの計画推進というようなことになってこようかと思えます。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） この規約を締結したからといって、勝浦町の主張は徳島市

に受け入れてもらえるのでしょうか。あんな近くで焼いた場合、ダイオキシンとか重金属とか不完全燃焼の場合、勝浦町の農作物にかかわる風評被害の問題であったり、それからいろんな問題があると思います。

24時間連続操業するような大型ごみ焼却炉になったら、ごみが足りないってことで、勝浦町のやっていることと逆行するような事例が以前にも議会で視察に行ったときにございましたので、この詳しい内容が全然勝浦町に示されないまま徳島市に委託するってことにすごく不安を感じて、賛成したもんだろうか保留したもんだろうか、非常に迷っている状況です。

○議長（国清一治君） 籾課長。

○住民課長（籾 和夫君） 議員の不安視される部分っていうのは確かにあろうかと思えます。ただ、実際に具体的にどこまで、どのような方法でというところがテーブルの上に乗ってないのが現状でございます。ただ、議員ご指摘のとおり、今後計画を進めていく上で、当然勝浦町としてこういうことをそれぞれ小松島市、それ以外の町につきましても、こういうふうな方向で進めてほしいということを主張しながら計画のほうを進めてまいりたいと思えますので、また情報が入り次第、議員各位、それから町民につきましてもお示ししていけるようにさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 詳しい情報が入る、いつごろ入るとか、そういうめどはありますか。まだわからない状況ですか。

○議長（国清一治君） 籾課長。

○住民課長（籾 和夫君） 今現在といたしまして、徳島市のほうでも実際に設計段階には入っておりません。住民に対して、こういう施設をやりますというふうなことで説明をしているような状況でございます。

今回のこの規約を締結しまして、県のほうに届け出をして、それからがスタート、要するに設計とか具体的なものに入っていくことになりますので、その中で概略でありますとか詳細でありますとか、わかり次第お示しをしていきたいなというふうには考えております。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 一議員としては、これからも勝浦町のごみの減量化、資源化に努める方向で、小松島に委託している今以上の負担が大きくなるように、町としてもしっかりと徳島市と協議をしていただきたいと思います。

○議長（国清一治君） ほれでよろしいか。

○9番（井出美智子君） 町長。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） ごみの減量化にしましても、本町で立川で焼却をしていたときから、小松島市に委託することによって、さまざまなごみの減量化がより一層進んでいたというふうな経緯もございます。他の町村に委託をするっていうことは、経費的にも大変負担が大きくなると。そういうにならないように、みずからごみの減量化に努めながら、分別収集も小松島市に委託することによって始めた事業でもございますし、いろんなそうした再資源の利用とか始めておりますので、それを引き続き町民の高い意識を持って、ごみの減量化を進める運動は当然していかなければならないという認識をしております。

ただ、議員さん、議会の皆さん方にもこの件についてお話ししましたように、勝浦町にとりましても、総合的に判断しても、道路網の整備とか県道の整備がより一層進んでいくでないかというなメリットもあるということもお話をさせていただいた経緯もございますので、総合的にどうしても引けない、引けないっていうんですか、勝浦町としては住民の声を聞きながら、だめなものはだめというような話は当然事務の会で話が出るというに思っておりますので、その点につきましても報告もさせていただきながら、進捗状況を見ながら、いろんな対応もしていきたいというに考えております。

○議長（国清一治君） よろしいか。

1番仙才議員。

○1番（仙才 守君） 念のために聞いておくんですが、この条文は、よそのいろいろありますよね、北島とか松茂、同じですか。それとも、勝浦町に特有のものが条文が入っとなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 節課長。

○住民課長（節 和夫君） この規約の中身につきましては、各市町同じものでござ

います。同じような状況で徳島市と1対1の規約を制定いたしまして、協議を進めていくというふうな形になります。

○議長（国清一治君） よろしいか。

ほかに。

6番筈議員。

○6番（筈 公一君） この第1条の4号にあるところなんですけど、「前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の広域処理に必要な事務」と、これって勝浦町にとっては具体的にどういうことが考えられるんですか。っていうのは、今立川でやってる不燃物の処理とかというんもこの中に、こういうことがここに入るんですか。そういうことを想定していいんですか。

○議長（国清一治君） 筈課長。

○住民課長（筈 和夫君） 4条のところでございますか。

○6番（筈 公一君） いえ、1条のところ。

○住民課長（筈 和夫君） いや、1条の4号。済いません、失礼しました。

○6番（筈 公一君） 1条の4号で、「もののほか」っていうことは、勝浦町でどういうことがあるの。あの不燃物処理のことでしょう。そういうことも一緒に処理してくれるという解釈なんか、ほれかもっとほかに何か勝浦町に該当するようなものがあるのかどうか。

○住民課長（筈 和夫君） ご答弁申し上げます。

今現時点で具体的にどのような処理まで行うかっていうのは、最終決定はいたしておりません。ただ、事務レベルで協議をしていく中で、それぞれ今現時点で町、市の処理してる状況、それから処理方法にかなり差がございます。どこまでをするか。

それとあと、ものにつきましては有価物というのもございます。その処理につきまして、どういうふうにするかというところが決まっておられません。今まで協議してきた中でも、そのあたりについて今後詰めていくという話のところまでしかできてはおりませんが、ただ原則として全てのものが処理できるというふうなところを現在は検討、テーブルに乗せるというふうなお話にはなっていると思います。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（筈 公一君） 見通しとしてはできる可能性のほうが強いんですか。それと

も、全くわからないといふところなんですか。現在までの今打ち合わせしてきた中で、できたら非常に勝浦町としてはありがたい話なんですよ。

○議長（国清一治君） 籾課長。

○住民課長（籾 和夫君） 現時点では全てお願いをするというふうなところを大前提として協議を進めているような状況でございます。ただ、それぞれの町の事情によりまして今後どういうふうな形になっていくかはあれなんですけれども、今現時点で徳島市さんが行っている処理につきましてはそのまんま受けていただけるというふうな大前提で協議を進めているような状況でございます。

○議長（国清一治君） 関連やけんど、籾議員が言いよんは、不燃物だけ残るやということでは意味がないけん、ほれは……。

○6番（籾 公一君） ほれも一緒に合わせてできるような方向で、うん。

○議長（国清一治君） ほれははっきりしとかなんだら、あれだけ残ったんではもう何しようわからんけん、町長、ちょっと僕の質問にほな答えてください。

○町長（中田丑五郎君） 以前この話が話題になったと思うんですけども、できるような話だったと思います。

○6番（籾 公一君） 正式なところではまだ出とらん……。

○町長（中田丑五郎君） うん、正式に、当然勝浦町にとりましても、立川から焼却場を小松島市に持っていったときも不燃物の処理場をどうしていくかという話はいつも話題になっておりまして、今回が少し先の話になるかもわかりませんがいいきっかけのときになりますので、勝浦町としても不燃物の処理ができるように対応していきたいと、徳島市と協議の中でもそういう話をしていきたいということは考えております。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（籾 公一君） 要望になるかもわかりませんが、ちょっと重複しますけれども、やはり立川にあれだけ残ったんでは、運搬の問題、冬場の問題とか、いろいろコストの問題あると思う。あれをできたらもっとこちらのほうへ、町に近いほうへ持ってきたらええんではないかっていうのが一般質問でも今までずっと出とったと思うんです。大きな課題にもなってますので、これを機会にぜひいけるよう、強い姿勢で町長のほうからも協議を進めていってもらいたいというような、はい、しますん

で、これは要望ということにしておきます。

○議長（国清一治君） 議案第4号はほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） なければ、議案第1号から議案第4号までを第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたしました。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。

それでは、総括質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第2号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第4号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。

5番松田議員。



○5番（松田貴志君） 議案第4号，徳島市と勝浦町との間における一般廃棄物の処理に係る事務委託に関する規約について質疑をいたします。

第一読会の部分である程度課題，これからいろいろ行政的にも気をつけながら事務作業を進める部分っていうのは整理されたことと思いますが，ここで一度確認をさせていただきたいと思います。

9番議員がおっしゃっていた現状の勝浦町におけるごみ処理の内容，分別，リサイクルの内容を維持することと，その後質疑された議員がおっしゃられた部分の立川地区における不燃物処理場をどうするかっていう話，また徳島市のほうで現在行っている部分を委託するっていう話って，意外と相矛盾する部分なのかなって私自身感じてはいます。住民課長おっしゃっていたように，現状勝浦町の分別状況がやはり少し抜けているというか，住民に対して理解も求める中で，多くの分別がされていることと思います。しかしながら，その部分を委託することによって，現在行われている分別処理，リサイクルの部分の勝浦町の取り組みが後退することはあってはいけないのかなと思います。そこらあたりの確認，幾ら経費的に安く，私の感覚的には現状勝浦町でそのまま不燃物についてはするほうが，場所さえこちら適地に移せば安くなるんじゃないのかなっていう感覚を持っておりますので，その点，絶対現状のリサイクルの方針，取り組みを後退させることがはないという線引きをきっちりとする部分について，現在勝浦町でしっかりと約束できるのかどうかっていう部分について，これはどっちがいいか，現状も住民課長のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（国清一治君） 笹住民課長。

立ちって。

○住民課長（笹 和夫君） 済いません。

議員ご指摘の部分につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

分別につきまして，恐らく現在枠組みつくられております市町の中で，勝浦町は決しておくれてる町ではないかと思えます。はっきり申しまして，進んでる町のひとつというふうに考えております。

現在までのところ，事務レベルでお話を進めている中でも，今議員のほうからお話しいただいたような内容っていうのは当然出てまいりました。勝浦町，それからほかでも比較的分別，それからごみの減量化に取り組まれている先進的な町ございます。

それをわざわざ徳島市に合わせていくっていうのじゃなしに、できる限り徳島市のほうが進んでいるところに合わせていただけるような形で進めていけないかというふうな意見が出ております。イメージといたしまして、勝浦町としましては持ち込む場所が徳島市のリサイクルセンターに持ち込むというところでありまして、それ以外のものにつきましてはでき得る限り今と同様、それか場合によりましたら、さらに分別、ごみの減量化に取り組めるようなやり方として、徳島市のほうにごみを持ち込むというような形に進めていければというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 現状のリサイクルについては、ほかの市町については、多分コストをかなりかけて、住民の負担が、作業的な負担はないけど、多分経済的な負担を求めらる中でリサイクルを進めているような感じだと私は思ってるんです。そこらあたり、今の課長の説明で私も理解はできますけれども、これからの協議の中で、勝浦町の不燃物、リサイクルのものの質っていうのがかなりいいんです。きれいに洗ってくれたり分別もきちりできているので、その一つ一つの品目の持ち込み単価という部分についても、その後のコストを考えれば、ほんまは高くなければいけないのかなっちゅう部分も感じを持ってるんです。せっかく住民の方が頑張ってきてきれいに洗ってリサイクルに出しても、ほかの市町の不燃物の洗浄の仕方とか悪かったら、ほっちのレベルに合わされて、販売単価が下がることになると思うんです。そこらあたりは、今まで勝浦町が頑張ってきた部分はその協議の中でできれば高いレベルに合わす方法で課長としてもどンドン発言して行ってほしいし、ほれからはほういった時代になるのかなとも思っておりますので、これからの努力に期待したいと思ひますし、要望をしておきたいと思ひます。

以上です。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 今の質問に関連ですが、立川の不燃物は新しくこの一般廃棄物の処理場ができたなくなるっていうわけなんです、今雇用問題なんです、町内の方が雇用で助かっておりますが、今回この協議する中で、勝浦町の雇用の課題っ

ていうんは協議できるのでしょうか。

○議長（国清一治君） 節課長。

○住民課長（節 和夫君） 議員お尋ねの点につきましては、恐らく不燃物処理場等で雇用されてる方がその職場を失うということで、新たに徳島市のほうで施設ができた場合、そちらのほうで勝浦町内の雇用をしていただけるのかというふうなことかと思えますが、それでよろしいのでしょうか。はい。

恐らくなんですけども、かなり新しい施設になります。実際にその中で働かれる方の数というのはかなり少数になるのかなというふうには聞いております。ただ、実際にどういうふうな話になっていくかっていうのは別の問題としまして、町としましては勝浦町内の方も雇用していただけるような窓口としては開いてほしいというふうなことを要望していきたいというふうに思っております。

○議長（国清一治君） 3 番議員。

○3 番（美馬友子君） この課題は、同じ人が同じ職場に行くっていうわけでないんです。若い人が働けるかもわかりません。雇用問題は大事なことで、ぜひ協議していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、なければこれで本件に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定しました。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第4号までを一括して討論と採決を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、そのように決定します。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（国清一治君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてから議案第4号、徳島市と勝浦町との間における一般廃棄物の処理に係る事務委託に関する規約についてまでは原案のとおり決定をいたしました。

議事日程の都合により、小休をいたします。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第8，報告第1号，平成28年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第11，報告第4号，平成28年度勝浦町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてを一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） それでは、報告4件につきましてご説明を申し上げます。

報告第1号，平成28年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成29年勝浦町マラソン議会3月議会でご決議いただきました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越し、別添繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告する

ものでございます。

報告第2号、平成28年度勝浦町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてについてであります。

平成29年勝浦町マラソン議会3月会議でご決議いただきました中山横瀬簡易水道浄水施設更新等事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越し、別添繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

報告第3号、平成28年度勝浦町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてについてであります。

平成29年勝浦町マラソン議会3月会議でご決議いただきました農業集落排水事業施設管理費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越し、別添繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

報告第4号、平成28年度勝浦町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成29年勝浦町マラソン議会3月会議でご決議いただきました勝浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越し、別添繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、よろしく願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 続いて、担当課長から説明をお願いします。

報告第1号について。

山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） それでは、報告第1号について詳細説明をさせていただきます。

報告第1号をごらんいただきたいと思います。

2枚目を開いていただきまして、繰越計算書に基づいてご説明をさせていただきます。

す。

よろしいでしょうか。

○議長（国清一治君） はい。

○企画総務課長（山田 徹君） それでは、一番上からになります。

2款総務費，2項企画費，ふるさと住民票事業につきましては，繰越額20万円，財源につきましては一般財源となっております。

続きまして，同項住まい応援事業でございます。こちらのほうは200万円の繰越額で，地方債の財源となっております。

同項で，杉の子基金事業でございます。こちらのほうは繰越額200万円，既収入の特定財源，基金の取り崩しの分でございますが，これが財源となっております。

同項勝浦町地域活性化センター（仮称）の整備事業でございます。こちらのほうは2,885万1,000円を繰り越しをいたしております。財源といたしましては国庫支出金の666万6,000円と地方債の2,020万円，あと残りが一般財源というふうなこととなっております。

続きまして，同款の4項戸籍住民基本台帳費でございます。事業といたしましては住民基本台帳ネットワーク事業，翌年度繰越額といたしまして43万3,000円，財源といたしましては国庫支出金でございます。

続きまして，3款民生費，1項社会福祉費，臨時福祉給付金の事業でございます。繰越額が2,643万4,000円，財源といたしましては国庫支出金でございます。

同項勝浦町障害福祉計画策定事業でございます。繰越額が378万円，財源としては一般財源となっております。

5款農林水産業費，1項農業費で，中山間地域所得向上支援関連事業でございます。繰越額が500万円，財源といたしましては国県支出金が258万5,000円，その他が100万円，それ以外は一般財源となっております。

7款土木費，2項道路橋梁費，町単道路改良事業では605万9,000円を繰り越しいたしまして，一般財源となっております。

同項県単道路改良事業，繰越額といたしましては1,430万円，財源といたしましては一般財源でございます。

同項で，道路改良事業でございます。繰越額が471万2,000円，財源といたしまして

国県支出金が304万円、それ以外は一般財源でございます。

同款、4項住宅費では、住宅管理事業といたしまして1,060万円を繰り越しいたしております。財源は一般財源でございます。

8款消防費、1項消防費、坂本地区防火水槽整備事業でございます。1,240万円を繰り越しいたしております。財源といたしましては、地方債を860万円、それ以外は一般財源でございます。

9款教育費、2項小学校費、横瀬小学校体育館トイレ改修事業で423万1,000円を繰り越しいたしております。財源といたしましては、国県支出金が223万1,000円、地方債が100万円、残りが一般財源でございます。

同項で、横瀬小学校体育館スロープ設置事業63万9,000円を繰り越しいたしております。一般財源となっております。

同款、3項中学校費でございます。勝浦中学校武道場つり天井補強事業で430万4,000円を繰り越しいたしております。財源といたしましては、国県支出金が246万4,000円、地方債が130万円、残りが一般財源となっております。

以上、繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（国清一治君） 次に、報告第2号について。

松本簡易水道対策室長。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 報告第2号について詳細説明をさせていただきます。

報告書を1枚めくっていただいて、繰越計算書に基づいて説明をさせていただきます。

1款簡易水道費、2項簡易水道建設費、事業名が中山横瀬簡易水道事業浄水施設更新等事業、繰越額が2億2,347万4,000円で、財源の内訳が、既収入特定財源としまして、一般財源繰入金が1億203万8,000円、国庫支出金が3,693万6,000円、地方債が8,450万円となっております。

以上で繰越計算書の説明とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 続いて、報告第3号について。

笹住民課長。

○住民課長（笹和夫君） 報告第3号、平成28年度勝浦町農業集落排水事業特別会

計繰越明許費繰越計算書につきまして説明をさせていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、繰越計算書のほうをごらんいただきたいと思ひます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費、事業名、農業集落排水事業施設管理費、繰越額といたしまして243万9,000円、内訳といたしましては一般財源243万9,000円でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 報告第4号について。

岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 報告第4号、平成28年度勝浦町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について詳細説明をさせていただきます。

資料の2枚目を見ていただきまして、繰越計算書の表に基づきまして説明をさせていただきます。

1款総務費、6項計画策定委員会費、事業名、勝浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定事業、繰越額が345万6,000円となっております。財源につきましては一般財源となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 以上で報告の説明は終わりました。

この際、特に質疑がございましたら。

特にないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、ないようですので、以上で4件の報告は終了いたしました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第12、同意第1号、勝浦町農業委員会の委員のうち、過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者が占めることについてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提案説明を求めます。



中田町長。

この詳細要らんのちやうん。

○町長（中田丑五郎君） 同意第1号の提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、勝浦町農業委員会の委員のうち、過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者が占めることについてであります。

これは、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） それでは、海川産業交流課長のほうから詳細の説明をお願いします。

○産業交流課長（海川好史君） 同意第1号、勝浦町農業委員会の委員のうち、過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者が占めることについて詳細説明をいたします。

改正されました農業委員会等に関する法律では、町長が任命する農業委員の過半数を原則として認定農業者である個人及び認定農業者である法人役員等とする規定されておりますが、町内の認定農業者の数が農業委員の定数の8倍を下回る場合には、議会の同意を得て、認定農業者に準ずる者も含めて過半数とすることが認められております。認定農業者に準ずる者とは、認定農業者等であった者や認定就農者が該当いたします。すなわち勝浦町農業委員会の委員のうち、過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者が占めることについて、議会の同意を求めるものであります。

以上で詳細説明を申し上げました。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（国清一治君） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

本件については、人事案件でございますので、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり同意することに賛成の方はご起立お願いします。

（賛成者起立）

○議長（国清一治君） ありがとうございます。

賛成者多数と認めます。したがって、同意第1号、勝浦町農業委員会の委員のうち、過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者が占めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 続いて、日程第13、同意第2号、勝浦町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提案説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） それでは続きまして、同意第2号の提案理由の説明をさせていただきます。

同意第2号、勝浦町農業委員会委員の任命についてであります。

次の者を勝浦町農業委員会委員に任命をいたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めます。

順次申し上げていきたいと思っておりますので、委員の住所、氏名、生年月日という順番に申し上げます。

なお、最初の方のみ住所、氏名、生年月日を申し上げますけれども、次からはこの順番でそれぞれ住所、氏名、生年月日を申し上げますので、ご了承いただきたいと思っております。

まず、委員の住所は、勝浦町大字沼江字黒岩56番地1。岡本佳誉子。生年月日、昭和25年5月9日でございます。

次に、勝浦町大字中角字前山19番地。花岡吉徳。昭和27年10月24日でございます。

次に、勝浦町大字星谷字山下69番地。中根義廣。昭和32年9月27日でございます。

次に、勝浦町大字沼江字山路71番地。岡田智明。昭和50年10月25日でございます。

勝浦町大字沼江字一楽16番地。前田和代。昭和19年9月7日でございます。

次に、勝浦町大字棚野字石倉44番地。小山善昭。昭和24年9月27日でございます。

勝浦町大字三溪字中村150番地。中村悟。昭和27年7月12日でございます。

勝浦町大字久国字松ノ本55番地2。市原賦之。昭和55年11月29日でございます。

勝浦町大字棚野字北川原38番地1。木原みつ子。昭和32年1月1日でございます。

勝浦町大字坂本字稲原18番地。平岡義和。昭和29年2月1日でございます。

勝浦町大字沼江字山田14番地。上白川敏明。生年月日、昭和26年5月10日でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 提案説明は終わりました。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件についても、従来 of 慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり同意することに賛成の方はご起立お願いします。

（賛成者起立）

○議長（国清一治君） 賛成者多数と認めます。したがって、同意第2号、勝浦町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第14、町民の声に対する質問を議題といたします。

提出議員の発言を求めます。

3番議員美馬友子君。

○3番（美馬友子君） それでは、町民の声に対する質問を始めます。

ラジオ体操の一斉放送をと何度も一般質問で繰り返しておりますが、保護者の方や住民の方に、ことしは放送してくれるようになったんかいなどと言われることが多く、夏休みも始まりますので、質問をさせていただきます。

それでは初めに、少し整理をしたいと思いますが、夏休みの子供会のラジオ体操をより活動的にするためにも、一斉放送で音の環境をよくしてほしい。また、今はCDラジカセがないとかラジオが小さいものしかないなど、当番の負担軽減のためにも一斉放送ができないものか何度も訴えてきましたが、6時30分と時間が早く、3分といった長い放送で、一斉放送は無理があるといった回答でございました。

以前は体調管理のための脱水予防の放送も、一斉放送は住民から生活の邪魔になるのでやかましいと電話のお叱りがよくあるのでなかなか許可がおりませんでした。命にかかわることなので、気温の高いときなど、必要に応じて放送されるようになりました。

ラジオ体操は、皆様もご存じのとおり、国民全体の健康を願ってつくられた体操で、誰もが曲さえかかれば体を動かすことができる素晴らしいものです。夏休みは子供会のラジオ体操に地域の方が集まって、子供たちを見守りながら、大人も率先してラジオ体操を行って、おいしく朝御飯を食べてほしいと思っております。このことから、ラジオ体操の活動は、地域の人たちの交流、子供の見守り、高齢者の安否確認、地域の交流のきっかけづくりにもいろんな効果が出ると思われれます。住民の健康づくりのきっかけとして、ぜひ夏休みの始めと終わりの1週間だけ一斉放送してもらえないでしょうか。時間が早いのなら7時にしてはどうかと保護者の方からの提案もいただきました。教育、福祉の関連でどんなふうに見守られたのかお聞かせください。

○議長（国清一治君） それでは、笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） ご答弁申し上げます。

夏休みのラジオ体操は、生比奈、横瀬小学校ともに、子供会の自主活動として取り組んでおります。主催する子供会の代表の方と地域の方がご相談いただきまして、一緒にどうぞというようなことになれば、合同でやるということも可能だと思っております。教育委員会としては、合同でやるというような指導をすることは今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（国清一治君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 健康づくりのきっかけづくりとしてラジオ体操に参加することについて、町内の老人会、婦人会、K-F r i e n d sなどの団体に話をさせていただきまして、意見をお聞きして、取り組みの依頼ができないかと考えております。健康かつうら21第2次計画におきましても、行政の取り組みとして、日常生活で取り入れることができる運動について普及するとの記載がありますことから、K-F r i e n d sのスポーツ普及の取り組みと連携を検討していきたいと考えております。

答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 今のことで、教育委員会は地域の方との合同の指導はしない。いや、それはわかりませんが、一斉放送の答えがありません。

それから、福祉課もそうです。取り組みをこれからできないかっていうことなんです。一斉放送はできないって回答も、するとかという回答はもらってありませんが、その点いかがでしょうか。

○議長（国清一治君） 笹山局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 申しわけありません。

一斉放送に関してでございますが、現在ところ子供会や各小学校長からそのような要望もございませんので、現行の方法を続けていきたいと思っております。

○議長（国清一治君） 岡本課長。

○福祉課長（岡本重男君） 町民の皆様の生活は多様化しておりますので、例としまして、夜勤明けの方には早朝の放送となると睡眠の妨げとなる場合も考えられますので、町内一斉放送ではなく、町民の健康づくりとしてのラジオ体操は、ラジオなどを利用して公園、集会所などにおいて行っている現状の方法がよいと考えております。

○議長（国清一治君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 町に対する健康づくりっていうところを聞いておるんですが、なぜ一斉放送してほしいっていうのは、曲がかかったら、子供会が今夏休みなんでしょうな。そしたら、大人もこんだだけ大きい音で鳴るんよったら見に行くか。どれ

ぐらいの子供が集まってきよんだらうかっていうとこで交流も始めて、健康づくりもできる。そのことがきっかけになるのではないかと思っ、一斉放送が大事。そしてまた、そのことが、ここまで一斉放送するんだら、町は医療費もようけえ払いよんかもわからん。健康づくりに力を入れ出したんやなって、町のPRになる。活性化につながると思っんですが、その思いが全然聞き取ることができませんが、そんな思いをこの一斉放送でPRすることは不可能なんではうか。1週間、たった1週間放送してほし。

そしてまた、6時半が無理だら7時。子供会の行事としては、何年もしよたらひよとしたら子供会も7時に変えようかっていう話もできるかもわかりませんが、とりあえず町の健康のために一斉放送を1週間やってみるっていうことは可能ではないかと思っんですが、そんな強い思いが、まだまだ勝浦町の人健康なんで、そこまでしなくてもいいっていうんでなしに、活性化のために町の健康づくりっていうところで一斉放送できないではうか。

○議長（国清一治君） 岡本課長。

○福祉課長（岡本重男君） この一斉放送に關しましては、議員のおっしゃられたとおり、何回かご質問いただきまして、そのたびにライフスタイルの多様化によって早朝の放送は差し控えたいとか、そういう形で答弁を繰り返してあります。私のほうも議員のおっしゃる趣旨というのはよくわかるんですけども、現在の町民の方の会社に勤務している方とかの勤務形態を考えると、非常に一斉放送するというのは、そういうスピーカーの近くの家の方は非常に音量が大きいので、無理があるのではうかと。それよりは、最初に答弁させていただきましたように、各種団体の方へ自主的にラジオ体操を取り組んでいただけるかどうかのほうは、より話していくほうが効果的ではないかというふうを考えてあります。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 福祉課長のほうから新しい提案もいただきましたので、そのためには世話人とか指導者の方が要るので、ぜひラジオ体操を効果的にできる、本当に学校の体育の授業でも効果的に体操ができていますかと思ったら、そうではない。この筋肉の動きはちょっと違っなって思っことが運動会に行ってもあるので、効果的に体操できる指導員をふやしていくとか講習会開くなど、そういうなことも検討して

いきたいと思います。

それから、これは提案ですが、庁舎内で始業前にラジオ体操をして、職員の健康をチェックする。そしてまた、本人も体調不良に気がつけるっていうようなこともある。そしてまた、全国では庁舎内で健康づくりでラジオ体操を推進しようという取り組みが、庁舎内で一斉放送をしてラジオ体操をしているっていうことがとても取り組んでいるっていうところが多くあると聞いております。今職場内でよくないことが起こっておるときに、こういった健康づくりを職場内でやっていくっていうことは効果があるのではないか。本当にアクションを起こしてほしい。これは一つ提案ですが、このことを考えて、今後ともラジオ体操で健康づくりをっていうところで、いろんな取り組みをしていただきたい。

以上です。

○議長（国清一治君） 岡本課長。

○福祉課長（岡本重男君） スポーツの普及という一面でラジオ体操を考えまして、特にK-F r i e n d sにはラジオ体操の指導の資格を持った会員の方もいると聞いておりますので、今後K-F r i e n d sと協議をしまして、各種団体のほうで自主的にラジオ体操を取り組みたいということになれば、K-F r i e n d sから講師として行っていただいて、取り組んでいくというようなことを協議していきたいと思っております。

また、もう一点のほうの、済いません、ちょっと庁舎内でのラジオ体操でございしますが、福祉課としては健康づくりの町民のことを考えておりますが、なお業務としては役場全体で考えないといけませんので、そのことについてはちょっと庁舎内で協議をさせていただきたいという答弁まででお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） よろしいか。

町民の声に対する関連する質問はございませんか。

ありませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、以上で町民の声に対する質問は終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第15、議員派遣についてを議題といたします。
お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で6月会議の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時14分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員